



令和4年1月31日

担当課	生活支援第2課
担当者	阪口、江川
電話	(073) 435-1061
内線	5140

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の給付について ～2月1日から専用コールセンターを開設～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付します。

つきましては、申請方法等のお問い合わせに対応する「専用コールセンター」を2月1日から開設しますので、お知らせします。

【専用コールセンター】

開設日	令和4年2月1日（火）
受付時間	午前9時から午後5時（土日祝日を除く）
フリーダイヤル	0120-969-861
FAX	073-499-5194

1 対象者

① 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

② 家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②のいずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

2 給付額 1世帯当たり10万円

3 手続きについて（※後日詳細をお知らせします）

① 住民税非課税世帯については、プッシュ型の給付を行います。本市から確認書を送付しますので、内容を確認し必要事項をご記入の上、返送していただきます。

② 家計急変世帯については、申請が必要です。

4 制度に関するお問い合わせ先

内閣府が本給付金等に関するコールセンターを設置しています。

フリーダイヤル 0120-526-145

受付時間 午前9時から午後8時（土日祝日を除く）

※ 給付金をかたった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください！

市町村や国、内閣府などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。市町村や国、内閣府などが「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。